

I 平成22年度事業計画書

1. 計画の概要

平成22年度は、戸別所得補償制度モデル対策の実施、23年度からの同制度の本格実施に向けた法案準備、それに併せたNOSAI制度の見直し検討が言及される中、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「新基本計画」という。）の実施など、重要な農業政策がNOSAIとも関連しつつ検討・実施されることとなる。

また、改正農地制度の適用や経営所得安定対策の見直し、世界貿易機関（WTO）農業交渉の動向など、農業・NOSAIを取り巻く情勢は従前にも増して予断を許さない状況にある。

一方、NOSAI団体では、「組織体制強化の推進」に組織を挙げて取り組まなければならぬ一方、コンプライアンスの実践についても更に強化しなければならない。

このような状況の下、本会では、これら課題への対応を基本として、①「信頼のきずな・未来を拓く運動」が新たにスタートすることから、その円滑な推進と、②23年度農業共済関係予算の所要額確保、③戸別所得補償制度モデル対策の実施に伴うNOSAIの対応、④戸別所得補償制度の本格実施の検討に併せたNOSAI制度の見直し検討、⑤「任意共済 信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進、⑥産業動物獣医師確保対策の継続実施、⑦「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進、⑧退職給与金施設に係る資産の効率運用と23年度以降の付加給付率等についての検討、⑨NOSAI団体のコンプライアンス実践のための支援等について、全力を挙げて取り組むこととする。

2. 農政活動に関する事項

22年度農業共済関係予算については、掛金国庫負担金及び事務費負担金とともに、行政刷新会議の事業仕分けで、概算要求額から「三分の一程度縮減」と評価されたことから、NOSAI事業推進大会における緊急決議、国会議員への面談要請、民主党都道府県本部への署名提出及び民主党幹事長への要請等NOSAI組織をあげて取組み、大臣折衝により唯一復活となったものの、掛金国庫負担金は要求額から40億円減の504億円、事務費負担金は同じく37億円減の419億円となった。

国の財政事情が厳しい中、23年度農業共済関係予算については、引き続き、事務費負担金（公営地区事務費を含む）及び掛金国庫負担金等の必要額確保について、特に重点的に取り組む。

また、戸別所得補償制度の23年度からの本格実施に向けた法案準備、同制度の本格実施の検

討に併せたN O S A I 制度の見直し検討や新基本計画の実施等が予定されているが、こうした状況を踏まえ、政府・与党、国会等での農政・N O S A I 制度の見直し検討に係る情報収集と会員への提供、関係団体等との情報交換等に適切に取り組む。

主要事項は次のとおり。

- (1) 農業共済事業の円滑な運営に必要な 23 年度農業共済関係予算確保のため、政治的中立に留意しつつ、N O S A I 制度・組織の政府・与党への理解を促進しながら要請運動を全国の組織を挙げて強力に展開する。また、交付税化された公営地区事務費の予算措置状況等に係る情報収集に努める。
- (2) 戸別所得補償制度の本格実施に向けた法案準備の動向を注視し、その検討状況等を含め、政府・与党、国会等の動きについて、引き続き情報収集に取り組む。
- (3) 米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業等について、全国担い手育成総合支援協議会等の関係機関及び団体と連携し、情報交換並びに適切な対応に取り組む。
- (4) N O S A I 事業推進大会を開催する。

3. 研究調査及び制度運営等に関する事項

22 年度は、戸別所得補償制度に関して、米を対象とした戸別所得補償モデル事業が実施されるが、N O S A I 制度については、戸別所得補償制度の本格実施の検討に併せ、そのあり方を見直すとされている。これら動向を注視しつつ、これまで実務者レベルを中心に検討を続けてきた制度改善要望事項について、その実現を目指して取り組むとともに、収入保険についての検討を進める。

3 年次目を迎える「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業」については、実施連合会等が 35 連合会等に拡大することから、それら連合会等への積極的な協力・支援に努める。

組織体制強化の推進に関しては、各団体における計画の取組み状況、平成 22 年 1 月 15 日付け経営局長通知で指導されている「効率的な組織体制の構築及び業務経費全体の効率化に向けた不断の見直し」に関連する情報提供を行うなど、会員の取組みを支援する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 米戸別所得補償モデル事業への対応等について

22 年度に実施される戸別所得補償制度モデル対策は、米を対象とした米戸別所得補償モデル事業と、小麦や大豆等を対象とした水田利活用自給力向上事業が柱となっているが、N O S A I 団体は、両事業の実施に当たり、農作物共済や畑作物共済の引受データの提供が求められることから、円滑な対応に向けた連合会等への情報提供等を行う。

また、22 年度は、戸別所得補償制度の本格実施に向けた検討が行われるが、その仕組み

如何によってはN O S A I 事業への影響が想定されることから、その動向の把握等に努めるとともに、農業共済制度研究委員会及びN O S A I 事業運営検討会（制度関係）を開催し、団体としての対応を検討する。

（2）N O S A I 制度の改正に向けた検討

N O S A I 制度の改善については、19年度から地区連絡者会議等での検討を通じて、これまで政令・省令以下の事項の実現に取り組んできた。次期制度改正については、22年度中に見直しの検討を行い、早ければ24年4月の施行が想定されることから、団体としての改善要望をまとめ、法律改正の実現に取り組む。

果樹共済については、収入保険の導入に向けた検討が農林水産省内で行われることから、幅広い農家を対象とする収入保険の仕組みの提案を、実務者等による検討を通じて行う。また、併せてその他の耕種作物についても収入保険の仕組みを研究する。

これら制度改正や収入保険の検討に当たっては、簡易な仕組みの提案など業務の効率化の視点を踏まえるとともに、事業仕分けにおいて見直しが指摘されている当然加入制に影響が及ばないよう留意する。その他関連して、①諸外国の農業保険やインデックス（指数）保険等に関する調査等、20年度から開始したN O S A I 制度の機能強化に関する中長期的研究の継続実施、②国の再保険特別会計改革の検討動向についての情報収集等を行う。

（3）農林水産省補助事業「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業」への取組み

水稻損害評価に係る「衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業」が3年次目を迎える。実施主体が35連合会等と大幅に拡大することから、それら連合会等への積極的な協力・支援に努める。また、その他12連合会等についても、23年度以降の実施が予定されていることから、同連合会等に対して事業実施状況などの情報提供、事業実施に向けた準備の支援を行う。

（4）各事業の加入推進支援等

果樹共済については、加入率50%を目指し取り組んでいる会員等を支援するため、諸会議等を通じて先進事例等の情報提供等を行う。また、豚共済については21年度に引き続き、家畜共済（豚）制度改善ワーキンググループを開催し、新たな仕組みの検討を行う。

農林水産省請負事業「農業共済組合等収穫量調査業務」については、引き続き、一般競争入札に参加・受託し、会員等の協力を得て実施する。

（5）リスクマネジメント支援活動への協力

N O S A I 団体が行う農業経営のリスクマネジメント支援活動に協力するため、各種関連情報の収集・分析を行うとともに、「農業共済団体における病害虫防除に関する実態調査」を、15年度以来7年ぶりに実施する。また、環境保全型農業におけるN O S A I の損害防止活動のあり方、食の安全に起因する状況の変化に重点を置いた分析を引き続き行う。

(6) 海外の農業保険・セーフティネット政策に関する情報収集等

欧米等の諸外国において実施されている農業保険を含めた経営安定対策について収集・分析し、会員はじめ関係方面への情報提供を行う。また、アジア等諸外国における農業保険の発展に資するため、海外からの「日本の農業災害補償制度に関する調査」の受入れや講師派遣等の国際協力を行う。

(7) 会員等の組織体制強化に係る情報の共有化・取組み支援等

会員等が策定した組織体制強化計画について、諸会議を開催して取組み事例や情報の共有化を図る等、会員等における取組みを支援するとともに、団体の財務基盤を強化するため、新たな収入確保方策の具体化についても引き続き検討する。

また、会員等が取り組む事業運営及び財務対策に係る諸課題について、必要に応じて調査・分析を行うとともに、NOSAI事業運営検討会(組織関係・財務関係)での協議を通して、次に掲げる課題解決への支援を行う。

- ① 連合会等の事業計画策定に資するため、各連合会の事業計画重点事項を調査・分析し、その結果を提供するとともに、諸会議を通じて情報交流を行う。
- ② 組合等に関する諸調査をNOSAIインターネット等を活用して実施し、提供する。
- ③ コンプライアンス、情報公開の促進、個人情報の保護及び税務等について、会員からの相談に対し、農林水産省、本会顧問弁護士、顧問税理士及び公認会計士等の指導を得ながら的確に対応する。

(8) コンプライアンス態勢確立のための取組みの支援

会員が実践するコンプライアンス態勢確立のための取組みを調査し、研修等を通じて支援するとともに、次に掲げる課題に取り組む。

- ① NOSAI団体のコンプライアンス態勢確立のための取組み状況を調査し、同調査結果の農林水産省への報告及び会員への提供を行い、全国的な取組みの促進に資する。
- ② コンプライアンスに関する中央での研修・講習を、NOSAI団体の役職員を対象に実施する。

4. 事務機械化及び情報提供サービスに関する事項

農業共済ネットワーク化情報システムの開発・修正及び運用等については、「平成22年度の開発運用方針」に従い、必要不可欠な内容に限定した修正作業等を行う。また、「今後の農業共済ネットワーク化情報システムのあり方検討」(以下「あり方検討」という)については、システム体系等に関する研究を継続して行い、その結果を踏まえて、23年度以降の計画を策定する。

主要事項は以下のとおり。

- (1) 基幹系システムの開発・修正については、原則として行わないこととするが、要綱・要領等改正やコンプライアンス対応等に係る必要不可欠な修正のみ、地区連絡者会議等で検討のうえ行う。また、農業共済電子申請・総合受付システムについては、引き続き必要最小限の検証を行う。
- (2) 「あり方検討」に係るシステム体系等に関する研究については、制度改正の検討動向を踏まえて実施する。また、同研究と合わせ、システムの運用形態や標準化、コスト低減のための具体策及びオプションの取扱いなど諸課題についても検討を行う。
- (3) ネットワーク化情報システムの円滑な運用を図るため、N O S A I 事業運営検討会（事務機械化関係）、地区連絡者会議及びN O S A I 情報化全国会議を開催する。
- (4) N I C システム、各共済事業システム、経理システム及び給与計算システムの運用支援については、引き続きアウトソーシングにより行うとともに、Q & A集を随時作成して提供する。また、総務及び経理部門における事務処理の効率化については、同オプションシステム等ライブラリの活用を促進する。
- (5) 事務機械化の推進に必要な各種のシステム関連情報等については、N O S A I イントラネット等を活用して、隨時提供する。

5. 家畜共済等総合対策に関する事項

各種畜産関係施策への協力、家畜共済制度の普及推進、獣医師確保対策及び家畜個体識別情報提供事業に引き続き取り組むとともに、家畜共済事故低減情報システムの普及を支援する。また、家畜診療等諸技術に関する研究発表会等を実施し、家畜共済関係獣医師の相互研鑽と技術の普及・向上に努める。

主要事項は次のとおり。

- (1) 産業動物獣医師確保対策として、①獣医学系大学教官との意見交換会の実施、②学生臨床実習の受け入れ及び採用に関する説明会の開催、③関係団体、省庁・機関等との連携強化、④大学への採用情報の提供や獣医師採用状況調査等を引き続き実施する。
- (2) 家畜共済事故低減情報システムの普及を支援するとともに、個体識別システムの有効活用等に努め、また、家畜個体識別情報提供事業を家畜改良センターの協力を得て引き続き実施する。
- (3) 家畜共済関係獣医師の相互研鑽等を図るため、家畜診療等技術地区別発表会及び家畜診療等技術全国研究集会等を開催するとともに、農林水産省関係部局、畜産関係団体の事業に協力し、家畜衛生情報、獣医事及び動物医薬品に関する情報を収集・提供する。

6. 役職員の研修等に関する事項

22年度からは、これまでの農林水産省委託講習会について、同省が直接主催すること及び同講習会メニューの一部見直しが行われることとなった。組織体制強化の実践をはじめ事業の積極的な実施には、従前以上に職員の資質向上や人材育成を図ることが重要であり、引き続き、「農林水産省主催研修」と連携した統一的な研修体系の下で、「本会主催研修」を実施するとともに、農林水産省主催研修の開催に必要な協力をう。

主要事項は次のとおり。

- (1) 本会主催研修については、N O S A I 制度の普及推進及びコンプライアンスの実践等に重点を置き、①N O S A I 理事研修会、②組合等参事研修会、③経営幹部セミナー、④リーダー養成実践セミナー、⑤建物共済専門講習会、⑥農機具共済専門講習会、⑦建物共済損害評価技術研修会、⑧システム管理者養成研修会、⑨家畜診療等技術全国研究集会及び⑩全国家畜診療技術講習会(新規)を実施する。
- (2) 農林水産省主催研修として、①農作物共済研修会、②家畜共済研修会、③果樹共済研修会、④畑作物共済研修会、⑤園芸施設共済研修会、⑥経理研修会、⑦普及推進研修会、⑧地区別家畜診療技術研修会及び⑨組合等経営指導研修会が開催されることから、研修効率向上のための協力をうとともに、研修内容を補完するため、必要により本会主催の補完的研修(連続して1~2日間)を実施する。
- (3) 連合会等が実施する役職員等を対象とした研修等の充実を図るため、各種研修情報の提供及び研修講師等の派遣・紹介を通して、研修の実効性を高めるための支援を行う。また、本会が主催する講習会等への参加に当たっては、引き続き「キャリア形成促進助成金」(労働者を対象に研修等の受講費の一部を助成する厚労省の事業)の活用を奨励する。

7. 建物共済等任意共済に関する事項

「任意共済 信頼のきずな・未来を拓く運動」の初年度にあたり、連合会等が的確に運動のスタートが切れるよう支援するとともに、21年度に取りまとめた任意共済の仕組み改定の実現と連合会等事業責任安定化対策の実施に向けた具体化作業及び関係団体との協議を進める。

主要事項は次のとおり。

- (1) 21年度に決定した任意共済の仕組み改定に基づき、その実現に向けてJ A共済連等と協議を進める。
- (2) 21年度に見直し修正を行った連合会等事業責任安定化対策の仕組みに基づき、実施要領等を作成する。

- (3) 保険法施行に伴う諸規程の改正に対応した任意共済の実務解説書等を作成する。
- (4) 組合等への損害評価業務の一部移行など損害評価業務の検討・改善を行う。
- (5) 建物共済再取得価額簡易評価表の見直し改定を行う。
- (6) 農機具共済の新規及び仕組み改定実施連合会等に対し、協力・支援を行う。
- (7) 連合会等に対して、任意共済事業推進等に係る資材・情報の提供を行う。

8. 広報、普及推進、斡旋事業に関する事項

「信頼のきずな・未来を拓く運動」及び「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」が初年度となることから、円滑かつ実効あるスタートが切れるようその支援強化に努める。「信頼のきずな・未来を拓く運動」については、組織体制強化計画の推進や新たな農政の展開等を踏まえ、「もっとフィールドへ」の行動スローガンのもと、連合会や組合等が運動の推進課題を着実に実践し、完全引受けに向けた目標の達成やRM活動等の農家支援に全力で取り組めるよう、その支援を強化する。また、同運動に係る表彰要領を策定する。

農業共済新聞の普及については、「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」を立ち上げ、「信頼のきずな・未来を拓く運動」と一体となった推進に取り組む。本会の地区担当制による普及支援は継続して実施し、基礎組織構成員の完全購読及び連合会等自主目標部数達成への取組みを強化する。また、農業共済新聞の編集では、戸別所得補償制度など農政の動きを的確に報道するとともに、NOSAI制度の普及と事業推進に役立つ紙面改善に努める。

斡旋事業については、引き続きNOSAI制度の普及及び事業推進に必要な刊行物、業務用品、普及用品の開発・斡旋に努める。

主要事項は次のとおり。

(1) 「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進

運動推進に関する情報、課題等を収集・検討し、本運動の初年度の着実な推進に資するため、次の事項に取り組む。

- ① 全国推進会議や研修会等を通じて、この運動に関する情報の収集や提供を行うとともに、運動目標の達成に努め、また、FS推進「信頼のきずな・未来を拓く運動」実践事例全国発表大会を開催する。「信頼のきずな・未来を拓く運動」については、その表彰要領を策定する。
- ② 「信頼のきずな」実践強化運動表彰要領に基づき、21年度運動において優秀な成績を収めた組合等及び基礎組織を表彰する。
- ③ 米・麦・大豆等の完全引受けや低加入率共済目的の引受拡大のため、各種広報媒体の活用等、広報と一体となった事業推進を支援する。また、事業推進の参考に資するため、

各連合会等の事業実績及び事業計画を取りまとめ、会員に提供する。

(2) 「農業共済新聞 信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進

初年度にあたり、本運動の重点課題への対応、目標達成に向けて次の事項に取り組む。

- ① 本会の地区担当制による普及推進のための支援を継続するとともに、役職員に対し諸会議及び研修会で、広報の重要性や新聞普及の必要性等の周知に努める。
- ② NOSAI制度の普及と事業推進に役立つ紙面改善に努め、新聞を組合員・農家との接点強化に活用する取組みを強化する。
- ③ NOSAI機関紙誌の発行をめぐる経営状況が極めて厳しくなってきていることから、用紙や建てページの見直し等について検討し、必要に応じ実施する。

(3) 機関紙誌の編集

1) 農業共済新聞

農業・農政・NOSAI等について、読者に分かりやすく親しみやすい紙面作りに努めるとともに、最新の技術情報や農産物流通の動向、生産者の創意工夫、地域農業の展望を拓く活動事例など、営農と暮らしに役立つ情報提供に努める。

また、戸別所得補償制度や新基本計画の実施、WTO農業交渉等の動向について、その背景の解説や生産者から見た問題提起を行う。さらに、「信頼のきずな・未来を拓く運動」の取組事例等を紹介するとともに、制度の解説やNOSAI団体が行う農家支援活動などを通じて、NOSAIに対する理解が深まる取組みを強化する。

2) 雑誌関係

「月刊NOSAI」「農政と共に」では、米戸別所得補償モデル事業の推進状況、組織体制強化計画や「信頼のきずな・未来を拓く運動」の取組状況について紹介するなど、役職員の実務研鑽誌として、農業・農政・NOSAI等に関する役立つ情報の提供を強化する。「家畜診療」では、NOSAI獣医師等の研究論文や特集・講座等の掲載をはじめ、国内外の文献紹介等の充実に努める。

(4) 付帯事業

1) 組合等広報紙への支援等

本会及び連合会等主催の技術研修会等を通じて、農業共済新聞掲載の記事情報の提供など内容の充実を支援するとともに、製作費の節減や作業効率向上への情報提供を行う。

また、NOSAI・農業共済新聞ホームページの内容の充実に引き続き努める。

2) 広告事業の強化、コンクールの開催等

新規広告スポンサーの開拓に努めるとともに、既存のスポンサーを支援する取組みを強化して広告出稿の継続を促す。普及推進資材や見本紙等の提供を引き続き行うとともに、新たな資材の開発・検討を行う。また、「新・日本の農村」写真コンテスト及び組合

等広報紙全国コンクールを実施する。

(5) 幹旋事業

制度の普及や事業推進等に必要な刊行物、業務用品及び普及用品の幹旋に引き続き努めるとともに、「信頼のきずな・未来を拓く運動」のスタートに合わせ関連商品を開発し、幹旋する。

9. 会員への連絡に関する事項

本会の事業遂行に当たり、会員への連絡及び情報提供を引き続き充実するとともに、会員間の連絡及び会員の行う諸行事等に積極的に協力する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 全国会長会議を定期及び適時に開催するとともに、重要事項についてはその対策を協議・検討し、団体意見の集約に努める。
- (2) 全国参事会議のほか会員職員による事業運営検討会、地区連絡者会議、実務者検討会等を機動的に開催し、意見・情報の交換を行い、必要事項については団体意見の集約に努める。
- (3) 要請に応じ、会員の行う諸行事等に協力する。
- (4) 農政、N O S A I 制度、年金、予算等の関係情報・資料等を、適宜、会員に提供する。

10. 退職給与金施設等に関する事項

引き続き投資環境は厳しい状況にあるが、退職給与金施設資産の効率運用及び保全に万全を期すとともに、年 2.5%相当額の付加給付を行う。また、平成 23 年度以降の付加給付率等について検討を行う。

主要事項は次のとおり。

- (1) 付加給付率 2.5%を維持することから、施設資金の運用に当たっては、退職給与金施設運用委員会の答申に沿って安全・効率的な運用に努める。
- (2) 23 年度追加加入予定者調査(22 年 4 月)並びに 23 年 3 月の掛金受入予定額及び 22 年度退給原資支払見込額の調査(22 年 12 月)を実施する。
- (3) 今後の資金運用利回りと付加給付率の関係等について検証し、平成 23 年度以降の施設運営等について、退職給与金施設運用委員会で検討を行う。
- (4) 従来から実施している各種団体契約保険等の取りまとめ事務を継続実施するとともに、改正保険法の施行に伴い、各種団体契約保険の事務のしおりを作成する。

11. 会館等の管理に関する事項

会館及び宿舎の施設等について、保守・点検・整備の強化及びその安全性の確保に努めながら、利用者に快適で安全な環境を提供できるよう努める。

主要事項は次のとおり。

(1) 会館

貸し事務室の安定的な契約状態(空室なし)を維持するとともに、会議室の外部貸出しを積極的に進める。

(2) 宿舎

会員等の優先利用を重点にサービスの向上を図り、一般利用者を含めた利用者の確保に努める。

12. 本会の組織・事業の基本問題の検討

25年11月末までに、新公益法人制度に基づく法人（「公益社団」または「一般社団」）への移行を完了するため、引き続き他の農業関係団体等の動向を注視、かつ、情報の収集に努めながら、「公益法人制度改革検討委員会」を開催し、本会の対応策等について検討を進める。